

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成XX年度)

兵庫県知事 殿

平成 XY年 6月 15日

事業者コード

2	8	J	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

報告者

住所

氏名

兵庫県 大阪府 市 町 1 - 2 - 3
株式会社
兵庫 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 - x x x -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成XX年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社 兵庫工場					業種	16 化学工業		
事業場の所在地	〒 兵庫県 市 町1-2-3 TEL x x x - x x x x - x x x x FAX x x x - x x x x - x x x x E-mail x x x x @hyogo.jp					担当者名 (特別管理産業廃棄物 管理責任者等)	環境安全部 兵庫花子 (特別管理産業廃棄物管理責任者)		
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	0300廃油	50	25	2804	* * * 商事 (株)	兵庫県 市 町 1 - 1	2824 x x x x x x	(株) 産業	
2	0400廃酸	10	5	2814	x x 運輸 (株)	兵庫県 市 町123	2824	(株) 産業	
3	7100強酸	20	14	2854	x x 運輸 (株)	兵庫県 市 町123	2874	(株) 産業	
4	7425汚泥 (有害)	13	6	2855	商事 (株)	岡山県 市 町123	3384 x x x x x x	環境 (株)	

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県 (政令市) の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

